

平成 26 年度第 2 回企業向け人権啓発講座

日 時：平成 26 年 6 月 26 日（木）14：30～16：30

場 所：京都市勧業館みやこめッセ 大会議室（地下 1 階）

テーマ：インターネット社会における企業と人権

講 師：牧野 二郎（牧野総合法律事務所弁護士法人 所長 弁護士）

○牧野 皆さん、こんにちは。ただ今御紹介いただきました弁護士の牧野二郎です。

今日は、「インターネット社会における企業と人権」というテーマで、お話をさせていただきたいと思います。

講師として、ここに私を呼んでいただけた一つの理由としては、長い間インターネットの関係の法律問題をやってきたことがあるかと思います。

私は、95 年、96 年頃からインターネットで法律相談を受けてまいりました。先ほど主催者の方が御挨拶で、インターネットの普及からもう 20 年になるとおっしゃられたこととお聞きして、成る程、20 年とは長いなと思いつつながら、大きく様変わりしてきたと感じているところでございます。

恐らく、今は皆様、携帯電話をお持ちで、iPhone(アイフォーン)や Galaxy(ギャラクシー)などスマートフォンと言われる種類を含めて色々なものをお持ちかと思つています。私の目の前に大きなパソコンがございまして、最近では、このノートパソコン、もっと小さなものが大変安い値段で販売されています。

昨日、テレビやラジオを聞いていましたら、500 円で販売をしておりました。なぜかという、月々の電話使用料がそこに入っており、月々 5,000 円掛かるからだそうです。通信料がちょっと割高だなど思いつつながら、非常に高性能なものが、タダ同然の金額で手に入るというこの頃でございまして。

恐らく企業の従業員の皆様は、全員がそういったものをお持ちだと思います。

そうすると私たちは、知らない間に、もう全てインターネットの社会に飲み込まれている、逆に言えば非常に便利な社会、それ自体がもう全てインターネットというか、ネットワークの中で動いているということになります。

今日は、そのネットワークが持つ可能性あるいは危険性といったようなものを基礎に置きながら、私たちは人権というと非常に遠い所にあるように聞こえますが、そういったものに対してどう向き合っていかなければいけないか、そして、企業の経営者として、あるいは企業の幹部として、あるいは従業員としてどう向き合っていくのか、という大きな課題があります。

今日のテーマ「インターネット社会における企業と人権」というお話をこれからしますが、皆さんは常に携帯電話やスマートフォンを念頭に入れてお聞きいただきますようお願いいたします。もちろん、事務所の PC というのも大変問題ですが、今、それら携帯端末は大きな問題になってきている状況にありま

す。

さて、皆さんの所にコピー機、複合機、コピーとファックスとプリンターが一体になった複合機がございますよね。先日、物書きをする私に、こんなことを書いて欲しいと言われました。複合機を購入したときに、その複合機の中にアクセスする管理権限というのがあります。例えば、アドミニストレーターとなっていて、パスワードを求められたときに、「0000」、あるいは「9999」といったような数字を打ち込んで、これを使ってくださいねと言われた経験のある方がいらっしゃると思います。皆さんが担当者でなければ、担当の方に聞いてみてください。そういった形で各メーカーがIDとパスワードに、非常に簡単なものを設定して、複合機を使っています。月額幾らかでリースをするわけですが、実はそのインターネット回線に、それが接続されているのです。どういうことが起きているかというと、そこからインターネットに直接、直結しているような形になっています。そこに小さなウェブサーバーというのが入っており、外側からのぞけるようになっています。なぜかという、そのメーカーさんがこの事務所で「何枚使ったか。」「トナーが足りなくなりそうだ。」「インクがなくなりそうだ。」というようなことを、インターネット等を通して連結するわけです。

そうすると、どういうことになるかというと、クラッカーという風には呼ぶべきだと思いますが、犯罪者がそこをうまく擦り抜けて入ってくることが、実に簡単に可能になるわけです。皆さんの所で、パソコンにもうしっかりパスワードを掛けて、がっちり守っていても、複合機にはそんなものは見たことがありません。複合機の中にはものすごい量のメモリーが入っています。そのメモリーがプリントしたものやFAXしたもの、受け取ったものの全部のデータを持っています。そのため、探し出すと相当古いデータまで出てくるわけです。そういったデータが消されずに、その中に入っているものが盗まれるという事件が、昨年ぐらいから急速に起きております。よって、そういった複合機、すなわちインターネットに接続しているものについては常に注意をしておくべきだと思います。家の戸締まりと全く同じです。要するに、暖炉を持っていれば、暖炉の煙突から人が侵入してくるかもしれない、というような発想で、自分たちの企業がどういう形で、あるいはオフィスがどういう形で外部とつながっているのかということをよく考えて、そして対応していただくことが必要です。パスワードを変えるだけで、そのセキュリティの度合いが全く変わってきます。

そのように、パスワードを変えることと同時に、できれば専門の方や、その販売店の方とお話をしながら、パッチという言い方をしますが、セキュリティパッチを当ててみてください、あるいは最新のものを要求していただくことをお願いしたいと思います。

皆さん、セキュリティとか、インターネット関係ってというのはちょっと難しいと思っても、実際に犯罪者は皆さんを狙ってくるのです。そこですべきことは、販売店だとかインターネットを紹介してくれる人に「よく分からないから、セキュリティをきちんとして欲しい。」ということをはっきり言うこと

なのです。

そして、今、私が申し上げたような、例えば、セキュリティパッチぐらいの言葉を覚えておいて「必ず設定してください。」、あるいは「最新のものにしてください。」と言いますと、専門店の方はドキッとすするわけです。

普通は、初期のパスワードのままで使用し、3年間ぐらいは文句を言いません。そういう方は、実を言うと後回しになります。「セキュリティは大丈夫ですか。」「パッチは当たっていますか。」という風に言うと、ドキッとすしてすぐに係員が飛んできます。

セキュリティの会社の人と話をしていると、いつも「うるさい人は困りますよね。」と言われます。どういうわけかという、手間が掛かるのだというわけです。黙っている人は放っておくので、手間は掛かりません。知らない人は自分が事故を起こしても、知らないうちに紛争に巻き込まれていくのです。そのかわり、うるさい人は必ずきちっと手当をしに来ますので、手間が掛かるのです。手間が掛かるということは、皆さんの会社・企業のオフィスのシステムが強くなっていくということです。

したがって、「知らない。」とはっきりと伝えてください。知ったかぶりをして、「あなたできますよね。」と言われて、「できますよ。」と答えたら絶対に駄目なのです。「できないからすぐにここに来い。」という風に言って、「知らない。」と言い、そして、必ずセキュリティを高めることを要求する。この二つをやってください。そうすると、販売店とか事業者たちが、きちっとしたセキュリティの対策を立てたものを皆さんの所へ持って来てくれます。

家の中のドアと同じように、インターネットにつながっているあらゆる所にきちっとした注意を働かせましょう。

今日、最後にする話を最初に小出しにしてしまいましたが、もう1点だけ皆さんにお話しします。

パーソナルデータの利用という所で新しい見解が出てまいりました。これは、私が前から言っていることとピタリと合うことを内閣官房が明確に打ち出しましたので、それを説明します。

皆さんがお持ちの個人情報って、漏らすと大変なことになるということは御存じですね。しかし、持っているだけでは何の役にも立ちません。これを活用しなくてはいけないわけです。それでは、活用するとはどういうことかと言いますと、名前をそのまま使って活用してしまえば、これは迷惑が掛かることとなりますね。そこで、名前の所を消して、本人が特定できないような形にしてから分析を掛ける、あるいは、そのようにした情報で他の業者と提携をするということは可能かどうかということがあります。それについての方向性が明確に打ち出されたのです。今までは絶対やってはいけないとされていましたが、私は、反対に、利用すべきだと言ってきました。それがようやく内閣官房が、そういう処理を行って利用してよいとの方向性を6月に出しましたということ、まずもって皆様にお伝えたく申し上げます。ダイナミックな情報活用の時代がようやくやって来るということになります。

これは、従前より私が、各方面に申し上げていることなのですが、インターネット社会というのは、残念なことに我が国は後れているのです。15年も後れていると言われていました。

今、皆さん、Google を使っておられますね。98年、Google が出た頃に、我が国の検索エンジンはどうだったかという、二、三年前に既にあの域に達していたものが幾つもあるのです。

『千里眼』とか、『Hole-in-One』、『Yahho』など、色々なものがあって、東大、京大、豊橋工科大学など、あらゆる大学で、非常に頭の良い人たちが検索エンジンを作っていたのです。

ところが、著作権法がそれを邪魔していたのです。コピーは一切許さないという著作権法、それが先日改正されたのです。要するに、15年間放ったらかしになっていたのです。その間にGoogle はどんどん進んでいきました。

我が国が最初に生み出したような検索エンジンの会社が四つも五つもあったのが、全て98年のGoogle が上場する直前に潰れていったのです。大変なことです。

そのときの天才的な人たちはどこへ行ったのか。皆、Google に入ったのです。今のGoogle を支えているのは日本人のようなものなのです。それぐらい優れた人たちが日本にいたのです。

私を含め法律家の責任になるのですが、その人たちの努力と積み上げた作業は、先ほど申しました著作権法がそれを潰してしまったのです。そのため、15年間も後れてしまいました。

今回、パーソナルデータという個人情報の匿名化情報をどうするかという話になったときに、個人情報保護法が立ち上がったのです。また、ブロックが掛けられたのです。使ってはいけないということについての過剰規制という問題です。先を見越して考える人たちは、私もそうでしたが、「ああ、これでまた日本の歴史が10年後れる。」「また、全世界に先を越される。また、負ける。」と思いました。不利な戦いです。自分で自分の足かせをして、「戦うな。」と言っておきながら、「走れ。」と言うのと同じです。まるで、二人三脚みたいに、足を縛ったままで、世界のトップのカール・ルイスと一緒に走れというようなものです。足かせがなければ、「ジェット桐生」と呼ばれる、桐生君という100メートルで10秒を切るような子がいるわけです、そういう人たちがどんどん出てきているのです、そういう人たちが活躍できるのです。

つまり、パーソナルデータの利用や活用にブロックが掛かっていましたが、今年の6月に、ようやく、「パーソナルデータの利活用に関する制度改正大綱」というのが内閣官房から出て、ダイナミックに動けるような状況になったわけなのです。このことは、また、後ほど御説明いたします。

是非活用していただいて、企業の皆さんが今持っておられる個人情報、これを徹底利用して、経済効率を徹底的に上げていただきたい。国際競争力も含めて競争力を高めていくということを真剣に進めていきましょう、と申し上げます。しかし、これは個人情報を守り、人権を守りながら経済活動を遂行するという非常に高いレベルで統一された次元での活動です。今日はそのようなことを含めてお話をさせ

ていただきたいと思います。

それでは、進めます。

まず、本日の講演の内容についてお話しします。

初めに、本日は人権啓発講座であるということです。

すなわち、人権となりますと、色々なものがあります。しかしながら、インターネットの視点からでするので、プライバシーの問題だとか、名誉棄損の問題だとか、あるいは肖像権といったことを考えて進めます。

次に、レジュメのスライド2の真ん中に「インターネット（ネットワーク）社会」と書きました。

今までなかった社会の様相を呈しています。つまり、私たち一人一人が発言力を持ってしまったということです。インターネット以前の社会はテレビ、新聞、本しかないわけです。専門家と大手出版社、テレビ局しか情報を発信できないわけです。そうすると私たち自身は、発言力も影響力もほとんどなきに等しいため、プライバシーとは無関係だったわけです。ところが、インターネット社会になったので、1億人、日本は1億2000万人だから、1億2000万人のうちインターネットに接続している約1億人近くの人たちが、自由に出版社になれる、放送局になれるということです。プライバシー侵害は出版社などの問題だけでなく、私たち自身の問題だということをしっかりと御認識ください。

御存じでしょうか。YouTube(ユーチューブ)という動画サイトがあります。研究をしてもよく理由ははっきりせず、不思議なのですが、YouTubeを一番利用しているのが日本人なのです。一番利用しているのが日本人。投稿する数も日本人が圧倒的に多いのです。利用が多いという意味では、YouTubeは、プライバシーの問題についての注意を特に払わなければなりません。スマートフォンなど、動画がきれいに撮れます。それをボタン二つか三つでネットにアップできるわけです。動画がYouTubeにどんどん飛んでいくというのは日常的事実なのです。おもしろければ大ヒットするということもあります。その辺がインターネットワーク、インターネットあるいはネットワーク社会の問題点であるということをお話しします。

最後にケーススタディーとして、人権侵害につながった事案をお話しします。

企業がインターネットを利用する際、人権侵害になったケースは幾つもあります。挙げたらきりが無いのですが、非常に典型的なものを幾つか拾ってみましたので、御紹介をし、注意喚起をしたいと思います。

それでは、それらのお話に入ります。

#### 1 いま何が起きているのか

さて、今、何が起きているのかという所をまず大きく捉まえておきましょう。クラウドという言葉をよく聞くとします。実はスマートフォンを使っておられる方は、知らず知らずのうちにクラウドを使

っているわけです。多くのデータが全部クラウド経由になっているわけです。

実を言うと、あの小さな機械の中には本当は何も入っていないのです。それでアクセスする度に全部つながって見せてくれる。切ると消えるわけです。だから小さな機能で大量の情報を操作できるのです。

ですから、その意味では、昔は、データは全部PCの中に入っていましたから、PCを洗うことによって、色々なことが分かったのです。ところが今はそうではなく、クラウドというデータセンターの連携みたいな大きいものの中に、全部データがあって、一瞬のうちに降りてくるということになるわけです。これは私たちが使っている回線が光回線のような形で、非常に速くなったためできるようになったのだと思います。その意味では情報空間が拡大されているということになります。

これは、もう一度後でおさらいしますが、皆さんの企業、ほとんどの方がデータの処理にクラウドを使うようになっていると思います。自動的に使っていると思います。つまり、何かのサービスを使ったときにはほとんどクラウドです。

クラウドを使ったときに、どういう問題が起きるかという、クラウドのデータが飛んでしまうということがあるのです。実際に、ファーストサーバ事件というのが起きました。データが全て飛んでしまい、事業活動が止まったというケースでした。したがって、クラウドのデータが飛ぶおそれがあることに、あらかじめ準備をしておかなくてははいけません。データのバックアップをどうするかという所も大変大きな問題になってきます。データのバックアップをしてくれるサーバーと契約をするといったようなことが重要になってくるのですが、ちょっと値段が高くなります。そういった所にクラウドの問題点が出てまいりました。

次に、起こっているものとして「LINEいじめ」というものがあります。

従業員の皆さんに、それから皆さんの御親族、お子さん、お嬢さんにちょっと注意してあげていただきたいことがあります。学校でのいじめがメーリングリスト（電子メールの複数同時配信）などでされてました。それが、今は、もうLINEの中に行われるようになってしまいました。

LINEというのは一つのサービスの名称ですが、言ってみれば、ささやき合うような、少し小さめのネットワークの中での情報のやり取りです。そこに色々な漫画のような顔、似顔絵のようなものを使ってやり取りをするわけです。そこで、無視をする、あるいは攻撃をし掛けるなどが行われ、昨今、小さい子たちの中からも、自殺者が出てきているのです。

従業員の方も、パートやアルバイトの方もそうなのですが、社会がすごく小さくなっています。昔、私が若かった頃は、先輩が相当色々教えてくれたのですが、今の若い人たちは、先輩が何も教えてくれないのです。というのは、私たちが教えようと思っても、みんな下を向いて携帯電話でやり取りしています。小さな世界でまとまってしまっているのです。その小さな世界の中で弾き飛ばされると、そういう事態が発生します。

ですから、その意味では社会全体が少しせい弱化、孤立化しています。携帯電話というコミュニケーションツールが出てくれば出てくるほど、若い人たちはどんどん孤立化していくという現象が生まれているわけです。そういう意味では、十分注意しなければいけない時代になってきています。

次に人権状況についてお話しします。

これは大変政治的な問題も含めて色々あるので、余り弁護士がとやかく言う問題ではないかと思いますが、福井地裁が大きな判決を出されましたので、もし関心のある方は、是非『福井新聞』を読んでもいただければと思います。ネット検索で『福井新聞』の所から判決の所に誘導してくれますので、この判決の全文を読んでいただくといいかなと思います。

私はこの判決を読ませていただいて、3箇所ぐらい、爆笑とまでは言いませんが、大笑いしてしまった所がありました。どういうことかと言いますと、原発推進派の人たちが、電力が高くなる、要するに原発が止まっていることによって電力供給に深刻な状況が生まれてくる、だからいけないのだという風な話をします。裁判官は、もし原発で事故があったときには、福島のように人が住めなくなる、命を失う、大きな問題になっているのに、電力コスト<sup>うんぬん</sup>云々で主張を展開するのかということをもっとしゃれた言い方で、大上段に構えて切り捨ててしまったのです。また、福島原発の分析という所で、色々電力会社が言っていたのですが、実際に中に入っていないではないか、具体的な原因が明確になっていないではないか、それから君たちが想定した範囲を超えてきたではないか、今、君たちが新たに設定した枠を、その想定を逸脱するという危険性がないという立証をどうやってするのだ、できないだろう、だから君たちの言うことは全く説得力がないのだというような感じで、ズバッと切ってしまった所があります。

ですから、その意味で、震災への対応というのをやはり国民的課題としてしっかりと見ていかなくてはいけない時代になってきているわけです。こういったことをどう考えていくのかということが大変重要になってきます。

一つ申し上げますと、消防庁を中心に、新しい取組がどんどん進んでいます。皆さん、個人情報を守りましょうということで、従業員の皆さんとか、地域の皆さんが個人情報をクローズしてしまいますと、震災が起きたときや、火事など何か起きたとき、あるいは従業員の皆さんが突然目の前でぱたっと倒れたときに、どうすればよいのでしょうか。

そうすると、その人がなぜ倒れたのか、理由が分からないのです。個人情報を聴いてはいけない、健康情報を聴いてはいけない。そうすると、なぜ倒れたかさっぱり分かりません。それが地震あるいは交通渋滞などで救急車がすぐに来ないといったときにどうするのかという問題が出てくるわけです。

これに対しても色々な問題はありますが、例えば、消防庁が言っているのは、身近な所にカプセルを用意しておきます。住民の人たちは赤いカプセルのようなものを家の冷蔵庫の中、左の上かどこかに

入れておく。どういことが起きるかという、どうしようもない状況、例えば、親族も誰もいない人が話すことができない状態で倒れていたようなときに、消防署の人が来て、本人に尋ねても何も分からないわけです。そこで、その冷蔵庫をぱっと開けると、赤いカプセルが入っている。そこに健康保険証といつも使う薬と、それから医者診断書、こういったものを入れておこうねという約束事をしておけば、救急車に乗るときにそのカプセルを持って、その倒れた人のケアをしながら病院まで運ぶことができ、一命が取り留められるわけです。最近、AEDがあちこちに置かれるようになりましたが、救急の場合は、そのような対応をしましょうねというのが、今、私たちの新しい課題になってきています。

今までは、従業員の病気の情報なんて聴いてはいけない、聴くものではないということになっていましたが、目の前で倒れた、あるいは助けなくてはいけないというときに、救急時に必要なある程度の情報をカプセルか何かに入れて、首からぶら下げておくとか、誰かのパスワードで、例えば、上司のパスワードでそういったものを合わせて初めて解けるといったような仕組みを、今後、考えていかなければいけないということになります。そういう意味では、震災、あるいは危機に対する対応策を、私たちは考えていかなければいけません。

次に、情報空間の暴走、あるいは監視、プライバシー侵害ということがあります。

この監視というのが、皆さん本当に注意していただきたいのですが、簡単にできるようになってしまったのです。ウェブカメラみたいなものが幾らでもありますから、ノートパソコンでも、場合によれば、携帯電話に差し込んで、置いておくと全部写ってしまって、全部ウェブに発信できるようになるわけです。昔は、そんなことは簡単にできなかったもので、盗聴・盗撮だと大騒ぎになっていましたが、今では、身近に行われ、その利用がどんどん広がっているわけです。しかし、どのように監視されているかということが、個人の力ではよく分からないのです。

先日、僕がロースクールをやってるもので龍谷大学へ行きました。そこでエレベーターに乗ったところ、後ろの方にカメラがあって、今、乗っている状況がドアの右側の目の前のモニターに、映っていたのです。それは、上の方から映した姿ですが、ぼっとモニターに出るわけです。非常に気分良かったですね。ああ、そうか。これは女性もとても安心だろうと思いました。要するに、このエレベーターの中にいる人たちの様子は全部見えていますよ、だから、こういう風になっていますよとなります。僕はすごく気持ち良かったです。というのは、守られているということと、オープンになっているという、この二つの要素があります。これを情報学的に言うと、対等性というような言葉を使う場合があるそうです。要するに、提供している情報をきちっと、これを撮っていますよというのを見せてくれるわけです。最近、地下鉄でもそうですね。カメラが、ただ置いてあるのではなくて、プラットフォームをこういう風に撮っていますよ。注意しましょうね、といった感じで撮ったものを見せています。

つまり、撮ってそのまま事業者が勝手に持っているだけでなく、こういうのを撮っていますよと見

せていくわけです。そういう透明性のある社会になってくるべきだろうと思います。そういう意味では、企業のエレベーターなどに、そういう設備は高いのかもしれませんが、是非付けていただいて、安心感を醸成していただくことが、大変重要なことだろうと思います。

次に「規律しにくい状況」ということで、匿名情報の利用問題というものがござります。それは新しく起きている問題なのですが、後ほど少しお話することとします。

進みます。レジュメのスライド4です。実は、このレジュメは、30枚のパワーポイント画面のプリントとなっています。30枚をこの時間で触れることは絶対に不可能でございますので、資料だと御理解いただいて、飛び飛びで行くことをあらかじめ御容赦いただきたいと存じます。

このスライド4のこの部分は、皆さんが企業でお使いになっているクラウドに対する注意にもなるかと思います。クラウドの中には、皆さんがお預かりしている個人情報とか、企業秘密、取引先情報とか、全てが載っていると御理解ください。「いや、うちはクラウドなんか一切使っていないよ。」ということになれば、「御社の中に猛烈に大きいデータサーバーがありますか。」ということになります。「うちにはそんなものはありません。」という企業の皆さんは、ほとんどの場合、クラウドにもうつながってしまっています。特にクラウドについての意識がないとなると、それはクラウド契約ではなく、情報処理サービスの利用としての契約になっているからだと思います。しかし、それは、クラウドを使っているということがありますので、その旨十分に御留意ください。

そこに書いてあるウイルス、クラッキングというようなことは当然あるわけですが、今日、やはり、お話ししたいのはファーストサーバ事件であります。

この事件では、スケジューラーのようなものを全国的に取り扱っているサービス会社、ここがメインに使っていたわけですが、サイボウズのことは皆さん御存じでしょうか、サイボウズ社がこのファーストサーバという所にデータの全てを預けていたわけです。ところが、突然、ファーストサーバのデータがふっ飛んだのです。どういうことになったのか。契約約款には、悪意、重過失のない限り、責任は負わないと書いてあったのです。

ファーストサーバで、前々からそこで働いている従業者が既定のサーバー管理ツールではなく、自身が独自に作ったプログラム、これが一度も事故を起こしたことがなかったそうですが、それを使ったのです。そしてそのときに、書いているコードがちょっと想定をしていないものであったのですが、それを直さなかったのです。そのまま使ってしまったので、データが全部消えてしまったのです。これが第1事件です。

消えてしまったものですから大変だということになりましたが、世の中には、消してしまったものを復活させるソフトウェアがあるのです。皆さん、データを消してしまって大変だというときには、レスキュー隊に助けてもらってくださいね。データというのは、ハードディスクもそうなのですが、記憶媒

体の円盤があると理解してください。そうすると、データを書き込むときにどういう風書き込んでいくかという、順番に書かないのです。一番外側に住所録を書くだけなのです。真ん中に、ぼこぼこ、ぼこぼこ埋めていくのです。そうすると、フォーマットやデータを消す作業というのは、周りの住所録を消すだけなのです。基本的に真ん中のデータは触りません。そうすると、また周りの所を書き込んでいき、その上にデータの上書きをしていくのですね。ですから、データ自体は一遍に死ぬわけではなく、上書きをやっていくので、部分的に消えていくということなのです。上書きをしていないものは、逆に言うと、いつでも取り出すことができるのです。

ですから、ハードディスクとか、もうほとんどないでしょうが、フロッピーディスク、色々なものをフォーマットして捨てますとよく言いますよね。絶対やめてくださいね。フォーマットして捨てるということは、周りの住所録を消しているだけで、データをそのまま捨てていることになります。ですから、皆さんの企業で、個人情報だとか、あるいは企業秘密を書いてあるハードディスク、壊れてもいないのに容量いっぱいだからフォーマットしてくださいと言って、フォーマットして廃棄に出します。翌日にはもう秋葉原に並んでいて、こんな企業のこんな情報がありますよ、こんな写真がありますよと言って売られています。要するに、復活のソフトウェアがあるわけです。その中身をずっと捜して行って、画像やデータをまとめて、住所録に戻してくれるのです。

ところが、戻すためには少し工夫が必要で、住所録がなくなっていますから、その住所録が正しく戻るのではないのです。ただ、データが戻るだけなのです。なぜこんなことが分からないのかなと思うのですが、ファーストサーバの人が戻すときに、Aさんの情報はAさんに戻さなくてはいけないのに、Aさんの会社の情報をBさんに渡してしまったわけです。だからAさん、びっくりして「うちのデータがないよ。」と言い、Bさんの方は「ええっ、これ違う所のデータが来ちゃったよ。」とこういう話になるわけです。それで、ぐちゃぐちゃになってしまいました。これが、第二事件ですけどね。

こうして、第一事件、第二事件が起きてしまったのです。ところが、第一事件についても、そのプログラムを使って消しちゃったときも重過失はありません。

第二事件の市販の復活ソフトを使って復活して、他の人に見せちゃった。誰もそんなことになると思ってなかった、経営者の誰も想像してなかった。だから、これも重過失なしということで、その事故によって大きな損害を受けた人たちがたくさんいらっしまったわけですが、誰も損害賠償していないということが起きたのです。

皆さん、同じことが起きますよ。いいですか。ですから十分注意してください。

悪意・重過失以外は責任を負わないという約款に皆さんの契約約款はなっているはずですが。今日、お帰りになったら、まずそれを御確認ください。

そうすると、どうしたらいいのか。自社でバックアップを取るか、相手方のバックアップサービスを

別途取るか。どちらか取ってください。変な話ですよ。クラウドを使ってバックアップを会社に送っていること自体が、本当は概念矛盾なわけです。クラウドというのは、しなくていいシステムのはずなのです。残念なことに、現時点ではまだそこまで進歩していません。コストの問題も含めて、どんどん<sup>こな</sup>熟れていくのだと思いますが、現在、そういう問題があります。

スライド4の真ん中ぐらいに「クラウドサービス提供における情報セキュリティ対策ガイドライン」とあります。これは、今、お話ししたようなことを総務省がきちっと書いている部分です。それから経済産業省で「クラウドサービス利用のための情報セキュリティマネジメントガイドライン」というのがあります。クラウドサービス利用のためのということですから、是非、皆さんにもこちらの方を読んでもらいたいです。総務省の方は、クラウドサービス提供事業者に対するガイドラインです。ですから、これも参考になりますが、経済産業省の方は、利用する皆さんのためのガイドラインなので、是非御研究いただくといいでしょう。

このような情報基盤の下で、皆がクラウド、あるいは様々なデータを盗みにくる、あるいは活用したいということになってくるのですが、どうしてですかという回答が一番下に書いてあります。

企業秘密といっても、関係ない業種には関係ないわけですね。ところが、プライバシーというのは、世の中どこでも高く売れるものなのです。人の秘密は利用価値が高いので狙われる、売買が行われます。その辺りを十分に注意しておく必要があると思います。しかし、それらを匿名情報にしておくと、全然、様相が変わってきます。

## 2 プライバシーの侵害

さて、インターネットの社会で最大限検討しておいていただかなければいけないのは、このプライバシーの問題ということになります。プライバシーというと、何か遠い所の話のようにも思うかもしれませんが、そんなことはありません。

ここにちょっと一つの例を入れました。プライバシーというものが、世界で初めて認識された時点として、新しい人権と書きました。1890年、明治23年ですが、ウォーレンという方とブランダイスという方の2名の弁護士のお話です。この人は、後に最高裁の裁判官になる方です。『プライバシーの権利』と題する論文を書いたわけでありまして。なぜ『プライバシーの権利』という本を書いたかという、スライド5に書いてあるとおりです。ボストンのウォーレンさんという方は、とてもすごい方で、弁護士であり、製紙事業の実業家でいらっしゃったわけです。その奥さんが大変な美人で、その美貌からマスコミの標的となっていました。どこへ行くにもカメラが追っ掛けてくるわけです。いわば、ダイアナさんのような追っ掛け方をされたのです。そこで困ったウォーレンさんは、知人の弁護士ブランダイスさん、この方が有名な裁判官になるわけですが、知人の弁護士ブランダイスさんに話をして、2人で議論して、これは何とかならないのかという話になって初めて、こういったことも権利として守られるべき

であるという新しい概念として、プライバシーを生み出したのです。我が国に入ってきたのは、ずっと後の昭和 39 年に、判例上、初めて認められたということになるのですが、これが「宴のあと」という事件です。

皆さん、法律の教養部でもやったかと思うのですが、三島由紀夫さんの書いた『宴のあと』の事件というのは、名前だけは恐らく御存じかと思います。Amazon の本屋で、この間、僕が買ったのは 1 円で買って、送料が 300 円ぐらい掛かりましたが、是非、読んでみていただければと思います。非常におもしろいです。どちらかと言うと、わいせつとかプライバシー侵害ということで問題にされていますが、文学として、すごくおもしろかったですね。

当時の都議会議員選挙に立候補した社会党か何かの候補者と、有名な料亭の女将の恋愛を書いたものなのですが、なぜこれがいけないのかなと思うぐらい、非常に文学的にも大変なかなかおもしろいものになっておりました。私は、法律の勉強をしたときには、この名前だけしか知らなかったのですが、七、八年前に読んで、なかなか良い、思想はともかくとして文学としておもしろいなと感じました。

我が国における過去の侵害事例というのは、『宴のあと』、それからノンフィクション小説で『逆転』事件というものがあります。これは、基地で米軍兵士をけんかの末に殴り殺してしまったという日本人 4 名の方のことをずっと追跡して書かれた、ルポルタージュというようなものです。それから『石に泳ぐ魚』。これは、柳美里さんがお書きになって、出版差止めとなった小説です。大学で学ぶ女性が出身大学、専攻、家族の経歴が書かれ、また、自身の顔の腫瘍について非常に厳しい表現で描写がなされました。彼女は、韓国からの留学生であったため、韓国でも同じ本が出版されるかもしれないという状況で、この判決が出ました。レジュメの最後の事例は、京都府学連事件という、昔あった事件で、最高裁が肖像権を認めるというような判断が出ました。

四つを挙げましたが、どれを見ても大変興味深いのは、素人はこれには関わらないのです。三島由紀夫さんや柳美里さんなど、全て作家の方とか、公表する権力といいますか、その出版ものを持っている方や、最後の事例京都府学連事件にある、公権力を持っている警察が相手として、こういった人たちの権利侵害だったわけです。ところが、今は全然違って来ています。新しいプライバシー侵害ということが起こっています。

新しいプライバシー侵害の展開とは、<sup>ひぼう</sup>誹謗中傷書込みです。いつでもできてしまいます。掲示板にも書き込めますし、ホームページでも書けます。ウェブページ、それからブログや LINE, Twitter でも書けます。したがって、誰でもつぶやきながら実名による情報提供、誘惑、気軽な愚痴が人権侵害になるというようなことが起こります。無断で行う情報収集ということも、また行われます。幾らでも提供できるし、ウェブを通して幾らでも収集できるということになるわけです。これを注意しなければいけません。

皆さん、よく検索エンジンをお使いになりますでしょう。検索エンジンを使っているときに、検索していると思っていますよね。こちらが検索しているのですが、あっち側から検索されているということも頭の中に入れておいて欲しいのです。皆さんが使うキーワードは全部、あちらは収集しています。実は「あなたが」というのを突き止めようとすると、突き止められるのです。要するに、皆さんが検索エンジンを使って検索しますよね。その答えを皆さんのPCに返すでしょう。隣りの人に返さない。ということは、検索エンジン側は、誰に返すか分かっているのです。それは、牧野二郎さんではなく、私の使っているPCを特定しています。例えば、牧野二郎さんがPCを3台使っているとします。そうすると、1台のPCでやったら3台に返ってくるわけではないですよ。1台のPCは必ず1台。一つ一つのPCが最初にそのサイト、Google だったら Google ID というのがありますから、その Google ID宛てに飛ばしこんでくるのです。Google IDのこの番号の人は何を見ているかというのが全部分かるわけです。皆さん、Amazon もどこもそうだと思いますが、一定時間以上見ていると、この人はこの宣伝とか、この記事を何分以上見ていたということが記録されています。その検索サイト、気持ち悪くなってきますよね。私たちは自分のPCのサーバーを見ていると思っていますが、違います。インターネット回線を通して、あっちに行っているのです。あっちのサーバーの機械をたたいているわけです。ですから、あっちからすると、おお、来た来た、となります。「この人はここをずっと見ているな。あつ、扇風機が欲しいのだな。暑いからなあ。そうすると、この扇風機の宣伝を送ったら、これ絶対買うぞ。じゃあ、新しい扇風機が出ました。」と、こういう宣伝を投げるわけです。だから、使っている人はどんどん新しい情報が来ると思って、喜んでいますが、まあ言ってみれば、コントロール配下にあるみたいな格好になります。ですから私、時々申しますが、是非PCを2台持って、違う使い方をしてください。

どういうことかということ、例えば、ビジネスで使うPCについては、できるだけビジネスに特化した方がよいです。趣味の世界で使うのでしたら、趣味の世界のPCにした方がよいです。両者をごちゃごちゃにしない方がよいです。要するに、全然違う画面が出てくるというのをよく理解して、ここまでのことは理解されているぞというのが分かるようにしなければいけません。私たちの情報を相手方がどれだけ持っているかということを理解してください。

それがもっと厳しくなったのが、レジユメのスライド7の下から二番目に書きました「位置確認」、それから「スパイウェア」というのがあります。位置確認などは決して悪いとか言っているわけではありません。位置確認はどういうことかということ、皆さん携帯電話を持っていますよね。携帯電話で、どこにいますかというのは、あちら側から見ると一目瞭然、見えてしまうわけです。

今、こういうサービスが出てきています。皆さんが携帯電話を持って、例えば、この前の通りを歩くとしますよね。喫茶店や甘味所、うどん屋があつたりしますよね。そうすると、例えば、そのうどん屋

さんに WiFi みたいなのが入っているとします。うどん屋の近くに行くと、そこでピッピッピッと通信が始まって、「あっ、この人が来ましたよ。今、うどんのセールをやっていますよ。」と。セールでなくても何かそういった情報が来るわけですよ。それで、300 円引きとか出てくるわけですね。そうすると、「ああ、これおもしろいな。」と思って、スッと店に入るといように誘導する業務活動がどんどん進んできています。そういう風に、私たちの位置関係というのは、明確に見えているわけですね。これを、プライバシーを保護しながら業務活動にどうかすかということについて、まだ十分整理されていないのですが、非常に重要な課題になってきています。

それから、スパイウェアというのは全く別の話で、皆さんの所に寄生してしまう情報を盗みにくる、ある種のウイルスといったようなものがあります。こういったものが入ってくる危険性もあるので、常にウイルスチェック、ウイルス対策ソフト、こういったものを走らせておかなければいけないということになるわけです。

レジュメのスライド7の一番下の所、プライバシー侵害のまた別な形になるのですが、「公開メーリングリスト問題」というものがあります。グループで、あるいは企業の異業種交流などでメーリングリストを作ったりされますよね。最近、色々な所でメーリングリストが提供されていて、色々な企業のもので使えるようになっているのですが、十分注意してください。これについては、Facebook も全く同じです。私も、毎日のように Facebook を使っています。これは、知り合いの皆さんと交流を深めるためにということで、ワールドカップサッカーもやっていますので、そのことを書いたりすると、非常に色々交流で元気だなというのが分かってくるようなこともあるのですが、あれも公開と非公開があります。ですから、それをきちっと切り分けて使わないと、大変なことになります。

昔、週刊誌に日記帳みたいなことを載せていた有名なパソコンの専門家がいらっしやったのですが、ある日、こつ然とそれが消えたのです。当たり前ですよ。日記を書くということは自分のことだけではなく、接触した相手の皆さんのことも書くことになります。それが公開される、相手がすごい迷惑を受けることがあります。あの人と誰々さんが、どこで会って、こんな話をしたみたいなことが知られるわけです。そんなことは絶対に書いてはいけないことなのですが、それを書いていたことがあるのです。それがインターネットにどんどん広がって行ってしまっています。そういう意味では、この公開メーリングリストといったようなものも含めて、十分な注意をしなければいけません。

これは皆さんも最近、経験したのではないのでしょうか。レジュメのスライド8のこれは、僕らが意図的に作ったのではなくて、左側は Twitter のページからお借りしたもので、右の下はNHKのニュースの中にあるものを引用させていただきました。なぜこの部分がここに切り取られてくるのか分かりません。本田選手のことが書かれていたのだと思いますが、一番下に「1分当たりの投稿が最も多かったのは日本が逆転された瞬間で、およそ12万件を記録しました」というのが、最初の試合だと思いますが、

一瞬の間に、1分間当たり12万件的Twitterが書かれてくるというようなことで、ささやきがものすごい勢いで進んできているというようなことがあるわけです。

これが実例ということで、Twitterの中で問題になって大騒ぎになったケースというのが幾つもあります。これをちょっと紹介したいと思います。これはTwitterですから、本当はすぐに消えてなくなると言われているのですが、現実にはものすごい勢いでこれがコピペされて、どんどん広がっていくわけですね。

例えば、これは実例1ですが、こういうのを実際に書き込んだ人がいるわけですね。広告会社CM制作責任者が発言しました。

「そういえば今日、あの韓流（はんりゅう）女優を撮影現場で見たよ。実物は意外と小柄、低身長。ちっこい。ちっこい。スラリと背が高く見えるのは画面のマジック」。

「“ほほ笑みの天使”と言われてはいるけど、それはカメラが回っているときだけで、スキだらけ。表情ゆがんでいた」。

こういう書込みをしたらしいのですが、なぜこのような書込みをするのかなと僕はと思いますが、書込みたくなってしまうのでしょうか。これをやったところクライアントから、守秘義務違反を理由としてCMの制作がキャンセルになりました。だから、数千万が一瞬にして飛んでしまい、韓流スターからも名誉毀損を理由とした訴訟を提起されるということになるわけですが、実際にどうなっているかは必ずしも、後追い記事がないので分かりません。こういった事柄は、実は山ほどありますから注意してください。どの業種でもあります。従業員の皆さんが気軽に、腹いせにこういうことをTwitterに書いてしまうのです。おもしろい使い方は、例えば、私がこういう風に講演させていただきますよね。「牧野の話、つまんない。」とかいうのをTwitterで書くと、この講座のパワーポイント画像の上の方にTwitter出たりしたらおもしろいですね。そして、これを見て、「ああ、まずいな。」と思うことがあるのです。

それから、NHKのニュースで最近、Twitterを下へずっと流すでしょう。あれ、注意してください。Twitterを載せているのではなくて、編集した後のものを載せていますから。要するに、右側に件数表示が最近出るようになったのですが、1秒間に20件ぐらい書込みがあつて、左側にピシッと出るのは、その中の、50件か60件の中の1件だけなのです。それを書き換えているかどうかまでは分かりませんが、全部を流し込んでいるのではなくて、こちらで見ている人がいて、ボタンを押すなどして、ここにあったものをこちらに載せ換えるというような形で編集しているのです。ですからあれは、ある種の編集著作物ですね。あれがTwitterだと思わないでください。Twitterと言え、もっとすごいです。もう罵詈雑言、自由自在という感じですから。

それがなぜ放置されているのかというと、まあ価値がないからですね。だから、皆さんの会社が新製品を出すときや、ちょっと注目の対象になるぐらい価値があるときには、それがスコンとヒットします。

それがおもしろいです。実におもしろいと言ったら、言い方が悪いですが、そういうことになります。注意しなければいけないですね。

ですから、世の中で Twitter と言われているものよりも、実際に Twitter が流れてくるのを見ると、びっくりするぐらい、怖くなるぐらいすごいです。それは、そうですね。例えば、ここにいらっしゃる皆さんの頭が同時に動いているわけですから、いろんなことを考えて、ウワッと書き込むわけですから。そうすると、一言しゃべったときに「大飯原発の話なんかするな。」という人も出てくるでしょうね。色々なものがものすごい勢いで出てきます。Twitter がそういうサービスを提供したということになりますけどね。

次のレジュメのスライド10「某製薬会社の場合」です、これが出たときはショックでした。

「しつこい上司がトイレに行った際に、グラスにこっそり睡眠導入剤を入れちゃって」

「ていうか、大トラの課長を早く静かにしたくて」

「女の子じゃなかったから、大丈夫でしょ？これくらい」

どう思いますか。これ、こんなことやったら薬事法違反ですよ。製薬会社の従業員がそんなことをして、それを Twitter に書いてしまったわけです。最後どうなったと思いますか。社長があちこち頭をぺこぺこ下げて謝りに行って、厚生労働省に報告されているわけですよ。厚生労働省からは当然、責任者に対して指導があり、社長も謝りに行くわけです。睡眠導入剤っていうのは、治療目的以外の使用及び所持は禁止されているのです。忘年会での悪ふざけの一部としてつぶやいた可能性があります。

Twitter のつぶやきから先が怖いのです。Twitter に社員の実名があり、Facebook で検索され、所属会社もみんな明らかになります。ですから、Twitter やるのは自由だと社員の方は皆さんおっしゃると思いますが、是非、注意してください。アカウントが一緒であるとか、Facebook と Twitter のアカウントが連動して、それから最近では色々なサービスが Twitter のアカウントだとか、Facebook のアカウントを入れると自動的に全部、パスワードを考えなくて使えるようになるというサービスが出てきています。ですから、アカウントを共有することによって、サービス連携みたいなことができますよとなるのです。そうするとそれを使って、後で出てきますが、それを専門に追跡する腕利きの人たちが何人もいるわけです。そうすると、その人たちに火が付くと、ぼっと特定されるのです。

この間もびっくりしたのですが、皆さん、iPhone で写真を撮ったりしますよね。iPhone で日付が分かるというので、iPhone の写真を見てみると、何月何日撮影と。それだけじゃないですね。写真を撮った場所まで分かるわけですよ。だから、皆さんが写真を投稿すると、何月何日のどこにいたのかが分かります。それをうまくつなげていくと、この人は何月何日にどこにいたと、アリバイにも使えらると思っています。ここにいました。ここでこんな写真を撮りましたというのは全部、世の中に公表されているわけです。写真投稿はおもしろいとか言って、気軽に投稿されるでしょう。ある意味では、

ものすごく危険な行為かもしれません。そうすると、投稿した写真にどういうタグが付いていて、どういう情報が含まれているかということを確認しなくてははいけません。ですから、そういう意味では非常に注意をしなければいけないのです。ただ、私は、あの写真で、自分が何月何日にどこにいたのかな、そして何をしていたのかなという日記の代わりに写真を撮っておくと、最近忘れっぽくなってきたので、そのことを確認すると自分の過去の行動が全て分かるので、その意味では、日記帳のように非常におもしろいなと思いましたが、そういった情報が入っているということを認識しておかないといけません。そういうことを理解したうえで使っていく必要があります。

そういったものを含めて Facebook で検索したら、所属会社も明らかになります。この発言と会社名が複数の掲示板に転載されて炎上しました。この炎上というのをどう見るかという問題はありますが、非常に大騒ぎになります。企業としては、非常に問題があるという風に考えるべき事態になります。こういうことが起きたら、会社としては困るだろうなという風に思うわけです。

これもよくあるところですよ。これは来てくれた人が大変有名な方だったので、こういう風になってしまうわけですが、「サッカー選手〇〇と女性タレント△△がレストランに來訪して今夜二人で泊まるらしい」とホテルの従業員がツイートしました。まあ、あり得ないですよ。ホテルの従業員が、なぜこんなことをするのか。まあ、アルバイトのような方を使うわけでしょうか。十分な教育もしないで使うからこういうことになってしまうわけですよ。ツイートをしてしまうと、この情報が外部に流れ出して拡大、炎上しました。これもそうですが、投稿した女子大生の個人情報<sup>個人</sup>がネット上で公開処刑みたいな感じでアップされました。公開されて<sup>ば</sup>揶揄されるといことが始まるわけですよ。これも総支配人がわびなければいけないということになるわけですよ。

レジュメのスライド12も似たようなものですが、有名なスポーツ用品店にサッカー選手と某女性が来店したことを社員がツイートした事例です。サッカー選手は、憧れの的であり、また、話題にしたいということなのかもしれませんが、このような形で公開したことで、スポーツ店は謝罪せざるを得ない状況が生まれてきます。

先ほど、炎上という言葉を使いました。盛り上がると言ったらいいのでしょうか。お祭り騒ぎになるということですが、これは少し冷静に考えていくべきだろうと私は思っています。最近、ちょっと若手の弁護士がわあわあ盛り上げて、炎上になったら仮処分を掛けましようや、みたいなことを言っているの、ちょっと僕は嫌だなあという風に思っています。

炎上しても、炎上が1年間続いた例は、1箇所もないわけですよ。炎上というのは、大体2週間から3週間で収まります。それを考えると、炎上が起きたからといって、慌てる必要は全くないのです。問題は炎上したことではなくて、炎上の原因は何かということです。今後、また炎上するようなことが出てくるのかという所が大問題なのです。なぜそんなことを言うかということ、炎上したケースで損害額、要

するに炎上したときの損害を請求しようと、我が社は炎上によって大損害を受けたと言っても、大損害の立証ができないのです。株価が落ちたというようなことが損害になるのかというと、何かの関係でふっと株価が復帰してしまえば、それで損害なんかふっ飛んでしまいますから、実は損害というのは余り出てこないです。むしろ、誠実な対応をすると、人気上がることも実際にあるわけです。

もう一つは、炎上したらどうするかと問われれば、私は大体「2週間待ってください。頑張れますか。」と言います。それで2週間たつと、「ああ、先生よかった。ありがとうございます。おかげで静かになりました。」と。それは、僕が偉いのではなくて、炎上というのは、大体そういう仕組みなものです。ある種のネット上の酔っ払いみたいなものです。興味があつて大騒ぎするということがありますから、その点をまず注意をする必要はあるでしょうが、果たして具体的な対処や手段を取るようなことは必要かなと思います。ただし、なぜ炎上が起きるかということは分析しておきたいですね。

書き手の方が有名な人、有名な会社の社員。それから発言の信用性がある場合。それから対象者がまた有名人、あるいは若者にインパクトがある名前であるという、スキャンダルとしておもしろいような場合、これは、ぽつと燃え上がる可能性があります。

Facebook など他のSNSの情報を簡単に統合してしまう「鬼女」というのでしょうか、そういう人たちがいます。こういう人たちはいつも出てきます。ものすごくお金を持っていて、登記簿謄本を取り寄せたり、会社謄本を取り寄せたり、すごい手が込んでいるのです。だから、社員の实名とか住所まで、全部ウェブに広げて情報を入手してしまいます。そういう意味で、大変恐いことなのです。

じゃあ、どうしますか。これは皆さん、きちっと考えていただきたいです。社員の方としっかり話をさせていただいて、Facebook を使いますか。そして Twitter を使いますか。そのときのルールはどうしましょうかということをきちっと話し合っていたいただきたいのです。ほったらかしておきますと、わけが分からないことになります。その辺は十分に注意をしていただくことが必要になってきます。その意味で、十分な対応ができるのではないかと思います。

レジュメスライド14の「従業員の軽率行為が不買運動に？」に進みます。

これは、皆さんも大変記憶に新しいと思いますが、ファーストフード店やファミレスなどの冷蔵庫の中などに土足で入ってしまった少年たちの例です。それを写真でオープンにしてしまったと。ピザ店で悪ふざけしている写真とか、こういった行為を若者たちは、悪ふざけしてこういうのをどんどんやるのですね。話題になればなるほど、喜んで悪さをします。こういったことがあちこちで起きています。業務妨害でもあるし、人権侵害でもあるし、大変なことが起きるわけです。これで餃子店が1箇所、営業閉鎖になるなど、色々なことが起きてくるわけです。

レジュメのスライド15、それでは、企業としてどうするか。

やみくもな表現規制とか管理強化は逆効果になる危険もあるので、十分に注意してください。その後、

当り前のことがレジюмеに矢印で書いてあります。「よく話すこと。簡単なガイドラインを作ること。危険な書き込みの結末を説明すること。」

これは、実はマクドナルドがやっていることです。現在まで、幸いにといいのか、非常に合理的にといいですか、余りこういう悪ふざけが出てきていません。なぜかと言うと、こういう書込みはしてはいけない、こういう書込みはしてもよいというのを、ケースを分けてきちっと分かりやすくしているのです。規約とかそういうのではないのです。問答みたいな形で、こういうことをしては駄目だということを書いているのですね。

専門家というか、今まで色々な経験値を持っておられる経営者の皆さんからすると、何でこんなばかなことを言わなくてはいけないのかと思うかもしれません。でもそれが現実なのです。始めの部分で私が申し上げました。今、若者たちは孤立化しているのです。先輩から色々な話を聞いていないのです。また、親からも色々な指導や教育を受けていないのです。だから無知なのです。ものすごく純粋と言えば、そう純粋なのです。社会の状況が分からない、バランス感覚を持っていないのです。だからマクドナルドは、そこをきちっとつかんで、分かりやすい言葉で、分かりやすいことをきちっと説明する文書を配って、いつも教育しているのです。したがって、少年たちは、何をしてはいけないのかということがよく分かるのです。話せば素直な少年たちなのです。分かるのです。放っておくと暴れて、みんなが、周りの少年たちが、褒めそやすとか大騒ぎしているから、もっとおもしろがって悪さをする。際限なく行って、警察のお世話になるということになる。大人たちはそれをさせる前に、こういうことは駄目だよ、これをやるとクビになるからねというようなことをきちっと説明してあげなければいけない。その意味では、少年たちによく話をし、説明をしていただきたいです。

この説明をよくしてくださいというのが、レジюмеスライド15の中の下、「問題ケースに関する社員の議論、対策検討会」です。いつもこのように尋ねられます、「我が社はこういう業種なのですが、どういう対策が正しいですか。」と。私はいつも答えます、「正しい答えはないのです。」と。いいですか。ここがポイントだと思ってください。インターネットの情報処理について、何か正しい答えがあるかといったら、ないと思ってください。本当はないのです。各会社によって状況は違いますし、使うメディアがどんどん変わってきています。そうすると、使うメディアがどんどん変わってきて、昔は固定のPCしかなかったわけです。ところが、今は 아이폰がほとんどと言っていいくらい普及しています。今度はもっと形が変わってくるでしょう。そうなってくると、その時々で新しいサービスも出てきますから、どういう風に行動したらいいのかということが定立できないのです。

そうすると、何が必要かということ、これなのです。「問題ケースについて、社員で議論をする。」です。そういうときに、皆さんは難しいと思うと、インターネットのセキュリティの専門家に来てもらって、マニュアルを作ってもらいましょうとかになります。でも、マニュアルの言葉が分からないのです。契

約書を見たって、契約書の言葉は分からないでしょう。そのようなマニュアルを押し付けられて納得できますか。できませんよ。そうしたら、インターネットのTwitterで、こういう書込みをすることでこういうことが起きるが、我々はどうしたらいいだろうかと素直に話をする。そうすると、社員の皆さんが、「うん、そういうことは書くべきじゃないよね。」という話になる。それを毎年のように繰り返していただきたい。そうすると、それがすごくいい社員教育になります。新人社員、新入社員の教育になります。ですから、答えがあることを教え込むのではなくて、答えはないから、素養とといいますか、行動とといいますか、マナーとといいますか、そういったものを、新入社員の皆さんをはじめとして全員で作りに上げていくことを考えていただきたい。これが答えになるわけです。

そういう仕組みというのは、レジユメのスライド15の下部に記載しています、「納得と実践と教訓、学習その繰り返し」です。いつも状況は変わるわけですから、答えがあって、それを学ばばいいという世界ではないのです。それをきちっと理解し、「感性で分かること、実感するということが必要になってくるのです。さて、時間がなくなってきました。

先ほど、炎上の問題についてお話ししました。炎上の効果と影響は何か、炎上する期間はどれぐらいか、してしまった行為の原因は何か、それをどのように再発を防止するのかという所にポイントを置いていただきたい。被害については、その結果の分析をよくしてください。影響は比較的少ないはずですし、対応の誠実さなど、客観的な対応によってむしろ良い結果になる場合もあります。私は長いことインターネットで色々やっていますから、インターネットの中で攻撃されることはしょっちゅうです。でもほとんど実害がないですね、その点を留意しておきましょう。

さて、企業と個人の間をちょっと整理してみました。レジユメのスライド17の一番下の、「私的行動」を「個人の責任」として取れるというのは、ある意味では非常に穏当な、おとなしい社会としては良いことですね。一番上の、「会社の業務」は「会社の責任」ですから、業務上のことは、会社が責任を取るというのは、分かりやすいですね。問題は、真ん中にある、「私的行動」が「会社の責任」になってしまうケースです。説明します。先ほど、鬼女ということを申しましたが、私的行動が解析されて身元が明かされてしまうわけです。「こいつはこの会社の社員だぜ、この会社は何を教えているのか、ふざけた奴だ。」とかいうようなことが出てくると、私的行動が会社の責任にされてしまうことがあります。ここが妙味とといいますか、問題になるわけです。ここを社員の皆さんと経営者の皆さんが、きちっと議論をしていただきたい。そこには、コンプライアンスっていう概念がここで浮かび上がってきます。要するに、個人の行動を個人が責任を取り、会社の行動を会社側が責任を取る。これは当たり前です。ところが、個人の行動に、社会的非難も含めて会社の責任が出てくるといったときに、どういう問題が出てくるのでしょうか。少なくとも、社員という側面を持つ個人が社会で行動するとき、会社に迷惑を掛けるようなことがないようにしないとイケないですね。就業規則にそう書いてありますね。私生

活においても、会社に著しい不名誉なこととか、あるいは損害を掛けた場合には解雇の原因になると書いてありますよね。そこが今の言葉でいうコンプライアンスということになるのです。

コンプライアンスを日本語に直しましょう。いいですか。コンプライアンスを日本語に直すときに法令遵守と言わないでください。法令等、この「等」を必ず入れてください、法令等遵守。法令を遵守するのはコンプライアンスではないのです。法律の要請ですから、そのままです。コンプライアンスというのは、指示に従うという語源なわけですね。どういうことかということ、法令等遵守の「等」の中には、法令という、やくざも守らなければいけない最低限ルールではなくて、その上に社会規範として、企業人として守ってほしい、そういう品位というものがありますよという階層概念なのです。ですから、より高いものを、社員の皆さんと経営者が共有して、この会社を守っていくのだと、社会に役立つ企業として名誉ある業務を遂行していく。その社員はやはり品位を持って行動しなければならない。それが「等」という言葉に込められているわけです。ですから、そういう意味でこの部分、会社責任と私的行動が重なる部分というのは、コンプライアンス、法令等遵守によって責任をそれぞれ共に負う部分です。「等」の中身は、会社の使命であったり、起業理念であったり、会社設立の意味や、社会に貢献する企業としてどうあるべきかなどが、この「等」に入っています。ですから、社員の方々は、地域でも尊敬されなければいけないことになります。ここを是非、皆さんには、色々と議論をしていただきたい。

プライバシーの問題をちょっと、プライバシーと匿名の話をして終わりにしたいと思いますけれども。我々が人権を尊重する、人権を守らなければいけないときに、プライバシーや個人情報というのはやっぱり重要なポイントになってきますよね。プライバシーと個人情報って、皆さんはやっぱりどう分けるのって、違いが分からない、話を聞いているといつも混同するんだよ。今日はこれをくっきりと分けてください。

### 3 プライバシーと個人情報の違いを理解しておくこと（レジュメ スライド19）

プライバシーというのは人に知られない権利。個人情報というのは個人に関する一切の情報です。ちょっと、難しいでしょうか。よく分からないですよ。

まず、こう理解してください。プライバシーっていうのは、ある種の領域の概念と言うのでしょうか。ここに散歩している親子連れがいるわけですが、これを誰からも<sup>ひ</sup>擲<sup>つ</sup>されたいし、見られないし、この生活は国王ですらここに入ることはできないっていうのが、プライバシーの概念だと言われています。法的な何かの犯罪をしたとか、とんでもないことがない限りは、これは徹底的に守られるというのがプライバシーです。ですから企業とか会社とか、あるいはお医者さんとか工場とか、そんなのは基本的に関係ない。ここから入っちゃいけませんよっていうイメージです。ですからプライバシー侵害とかいうことになると、必ずその領域での方が原告になって、そこに突っ込んできて邪魔をした人たちが被告になると、こういうことになります。だからプライバシーっていうのは、個人が自分を守ってほしい

という権利のことをいいます。御理解の程はいいですか。

次は個人情報保護です。それは、プライバシーと全く違います。個人がどうかじゃないのです。皆さんが個人から提供された情報を持っています。顧客名簿、あるいは個人情報データベース、医療情報データベース、こういったものを持っています。個人情報っていうのは何ですかと言ったら、ドクターもそうですし、工場の経営者もそうで、オフィスの責任者、あるいは商店の責任者、これら全員が、このデータベース等を持っている皆さんが、ここに書きました、預かった情報を安全に管理する義務のことをいいます。これが個人情報保護という概念になります。いいですね。

プライバシーっていうのは、私、自分を守っていくという権利のことです。個人情報保護っていうのは、皆さんの義務です。だから法律が、プライバシーを保護する法律って現在は日本にはないのです。民法の不法行為論でしか守ってないのです。個人情報は、個人情報保護法っていう法律があります、これは、別の言い方をしますと企業規制法なのです。あなたの会社はこうしてはいけない、目的を明示しないで情報収集をしてはいけない、第三者提供を無断でやってはいけないというように、預かった情報を安全に管理する義務のことを個人情報保護というのです。だから立場が全然違うから、二つの概念はずれるのです。

皆さんは、多分、個人情報保護法違反をすると、裁判が起きるのではないかと思われるかもしれませんが。しかし、個人情報保護法で裁判なんか起きないのです。必ず民法の不法行為で、プライバシー侵害として、原告はプライバシーを侵害された本人になるわけです。そうしたら、個人情報保護法に違反した場合はどうなるかという、政府が、企業に対して業務停止とか業務改善命令っていう処分を行うということが出てくるだけです。漏らした人がどうするとかこうするとか、これはないのです。だからよく企業の社長の皆さんは怒るんですよ。個人情報を従業員が漏らしても、こいつは何も損害賠償を受けないんだ。うちの企業が損害賠償を受けるんだよ、プライバシー侵害だって言われて訴訟されるんだよ、役所からは業務改善命令が出るんだよ、俺は何も悪いことをしてないのに・・・と、こういう風に社長がよく言うのです。私は、言います。預かった情報を守るのは企業の義務ですから、それはちゃんとやってください。そうすればあなたが損害賠償請求を受けることもないし、そして政府から業務改善命令を受けることもないですよ。この点は企業として守っておきましょうということを。

この二つの違いをお分かりいただけますでしょうか。プライバシーっていうのは、「私を守って」という権利のことで、個人情報保護っていうのは、企業のデータベースを安全に管理する仕組みということになります。

時間もなくなってしまったので少し急ぎます。

#### 4 個人情報侵害、個人情報の漏えいへの配慮

上記標題について、こういう事件といいましょうか、匿名情報の利用問題ということが起きました。

レジュメのスライド22は、産経新聞の記事から抜粋しています。JR東日本のSuica（スイカ）、こちらではIcoca（イコカ）になるのでしょうか、つまり、乗車に使うICカードがあります。その情報、乗降履歴、どこで乗ってどこで降りたか、皆さん方のIcoca（イコカ）も、確かそうだと思いますが、Suica（スイカ）を入れて、履歴照会をすると、この領収書カードみたいな、あのカードに全履歴20件だったかな40件だったかな、プリントして出してくれるのですね。あれは経費精算のときにはすごく役に立つものなのですが、そんなデータをJR東日本は持っているわけです。それを活用しようと動いた。私は、これは非常に良い利用の仕方だと思っているのですが、大騒ぎになりました。こちら辺がちょっと問題なのです。同社は、昨年7月に発行枚数4300万枚に関する乗降履歴や、生年月日や性別などの利用者のデータを日立製作所に販売。当初は個人情報に当たらないとして利用者に説明しなかった。しかし、苦情や問合せが寄せられ、同年7月25日になって事前に説明すべきだったと言ったと、色々問題が出てきて指導を受けるようになってしまったと、こういう風な流れになったのです。

説明するとこういうことです。Suica（スイカ）カードとかIcoca（イコカ）カードっていうのは、本来は、個人の住所や氏名って載ってないじゃないですか。しかし、もう一つ、Suica（スイカ）に定期券機能が付いているものがあるじゃないですか。この二つをごちゃごちゃにしてしまったのです。もし、完全匿名になっているはずのデータを動かしたただけだったら、要するに文句を言いたい人は、自分のですって文句を言えないことになります。つまり、完全匿名情報ですから、それが私の情報ですって言えないわけです。ところが、定期券情報の方は名前が書いてありますから、データと名前が引っ付いているので、これには文句を言えるわけです。原告適格があるわけです。この二つは明確に切り分けて、使えるのはこっち側の完全匿名データだけにすればよかったのです。

ところが、これには背景がありましてね。JR東日本は、データをそのまま日立に全部渡してしまいました。ですから、個人情報が乗っかっている分も渡したらしいのです。そして、日立がそれを一生懸命に消していたわけです、名前の所を。そして、両方とも使いましょうという話になっていた。それでは、ちょっと待てよ、それは、個人情報の第三者提供になるんじゃないの、無断での個人情報の利用になるんじゃないのと言って大騒ぎになったのです。私は、匿名情報分だけを、なおかつ上手にやれば、これは一発でうまく行ったのにとおもいます。その辺りが非常に問題なのです。

企業としてどうすべきなのか、現在検討中の課題ということで、慎重に対応しなくてはいけないのですが、匿名情報の収集、あるいは実名情報については、一部を切り離して売買といったようなことが出てくるわけです。その関係で、企業としてどうするのですか。レジュメのスライド23の下に書いています。市民感情ということを考えることが必要です、それから十分な説明も必要ですということになります。

それを、本日の私のお話の一番最初に申しました「パーソナルデータ利活用に関する制度改正大綱」、

これが6月9日に、内閣にある「パーソナルデータに関する検討会」という所から出されました。これにはっきりと、内閣の政治的な方針を明確にしましたと書いてあります。ですから、この方針で法律が作られます。その意味で匿名情報は利用可能になりました。どういう風に利用可能になったかということ、匿名情報を、本人の同意がなくてもデータの利活用を可能とする枠組みを導入するということです。

今までは、本人の同意がなければ一切使わせない、匿名情報に処理したものでも、それをする際に、本人から、匿名情報にして第三者に提供することを事前に同意を取らない限り、絶対にやっちゃ駄目というのが経済産業省の基本方針であり見解でした。しかし、それはおかしい、匿名化したら使っていないはず。私は法律家ですから、匿名化した後に使われれば、原告適格がなくなることが明白に分かります。つまり、その情報は私のものだって特定できなくなるわけです。そうすると、経済活動として利用の方がより大きな価値を得るはずなのです。それなのに、元々個人情報だったから使ってはいけないという、そのドグマっていうのは良くないでしょっていう御意見申し上げると、内閣に設置されたIT総合戦略本部の課長さんが私を名指しして、トリッキーなことを言うやつだと、こういう風に言うわけですよ。私は、トリッキーとは何事かと応じ、大げんかになったんですけどもね。

要するに、個人情報というのから情報を取ってしまった場合に、いわゆる特定性のない情報になるわけです。特定性のない情報になったら、これは色々な経済活動に使えるわけです。要するに、アマゾンドットコムもやっていますし、Googleもやってるのですが、利用者の購買行動、どこを見たときに次はどこを見るか、これが全部見えてくるわけです。

例えば、アメリカの例ですが、アメリカの金曜日と土曜日に大量に売れるものがあると。それがミルクとおしめ、紙おむつ、この二つが非常に売れる。大型の車で来て、どんどん買っていく。若い夫婦の旦那さんがスーパーマーケットへ行くと、おむつとミルクと、一説によると、ビールもそうだという話なのですが、それらを大量に買って帰る。その三つを店頭で並べてあると、顧客は取りやすいし、買いやすいからどんどん売れて、売上げもどんどん上がる。そのように、人の購買行動をきちっと見ることによって、ある一定の経済活動の予測性が立ちます。皆さん、最近こんなことありませんか。雨が降るかなと思ったら傘がわあっと並んでいるとか。そういう行動のパターンが見えてくるとこういう風にどんどん予測を使ってくると、経済活動が活性化するということがはっきりしてるわけです。そのようにきちっとやりましょうという方向に話がまとまり、ようやくこの6月9日にこの大綱が出たということです。実は大歓迎を私はしているところです。

これに至るまでは大変なことがありました。個人情報を匿名化すると、匿名化した情報は、ほかの情報と合わせると元へ戻る危険性がある。元へ戻したら、刑罰をくらわせるという法律を経済産業省が作ろうとしていたのです。それは絶対駄目だ。そんなことをやったら産業界が委縮してしまい、個人情報を使えなくなる。また10年後れるぞっていう話を私は申し上げていました。残念なことに、委員会な

どからも完全にパージされまして、こういう危険なことを言うやつは外さなければいけないというようなことだと思いますけれども、お声も全く掛からなかったという状況だったのです。だからそういう意味では、すごく腹が立つといいますか、なぜきちっとした仕組みができないのかっていうのは、ちょっと心配だったっていうか、問題だったのですね。

レジュメのスライド23のちょうど真ん中に書きましたが、連結不可能匿名化というのは、医学界では、もうこれは公認されているといいますか、認められている議論です。それは、要するに、特定情報、つまり、個人の住所や氏名、生年月日といったような識別情報と付加情報とが連結不可能な形に匿名化された場合には、医療情報であったとしてもこれは利用可能ですよというのが、医学界のある意味で常識になりつつあり、なっています。経済産業省の発想はこれを完全に無視していたのです。ヨーロッパでは、薬品会社にこういう情報をどんどん提供しています。ですから、ヨーロッパの薬品の製造単価ってというのはものすごく安いのです。我が国では今どうということが起きているかということ、薬品会社は先生を通して、1人当たりの患者さんの情報を3万円から5万円を買っているのです。それが全部、薬品代に反映しているわけです。研究費用がべらぼうじゃないぐらい掛かっています。これが全部、一気にゼロになるのですよ、コストがゼロに。競争力が圧倒的に違うでしょ。そういう所で、私たちの日本の薬品業界と、ヨーロッパの薬品業界は競争させられている状態にあるのです。

そういうことを考えると、匿名情報を徹底して利用することがいかに合理的かと、あるいは重要かということが分かるわけですね。今後はそういう方向に舵が切られました。経済産業省はぐずぐず言ってきましたが、結局、内閣は大英断を下したのです。罰則は付けないとはっきりと書いてあります。新しい枠組みで、事業者のガイドラインを事業者に作ってもらうという風に言っています。ですから実は私たちが、このガイドラインを作らなければいけない時代になってきた。匿名情報をどう使うかという所が、最大の問題になってきたのです。

時間の関係で、レジュメのスライド24にある「現在のEUの情勢を踏まえる」など少し割愛します。そして、そろそろ最後のまとめに入りたいと思います。

今まで御説明してきましたとおり、色々な情報があります。そして情報管理は徹底して行わなければなりません。それを従業員の方ときちっとした議論をすることによって、情報の適正なコントロールをしていただきたいわけでありましてけれども、経営者の皆さんからすると、従業員が何を考えているのか、最近よく分からないから、どうしてもメールを見たいというようなことをよくおっしゃることがあります。しかし、それは絶対にやってはいけないことです。要するに、個人の情報と公の情報というのを、きちっと分けて考えていただく必要があります。公と私を混同せず、きちっと分けてください。業務メールと私的メールを明確に区分すること、従業員の方にこれを徹底的に言っていただきたい。会社のメールアドレス、会社の提供した携帯電話、こういったもので私的な作業をやってはいけないのです。こ

の携帯電話、あるいはメールアドレスといったものは、会社の管理対象になりますよということを、利用規則にきちっと書いてコントロールしていくことが必要です。

業務メールというのは、顧客との関係でも、これは管理すべきものなのです。いいですか。顧客に対して、業務、コンプライアンス、要するに会社の作業を守っていくという必要がありますから、これはモニタリングをしなければいけないものなのです。その意味では従業員のメールだとしても、業務のメールであればこれはきちっと管理するのです。しかし、プライベートなものには絶対に手を出してはいけません。この点を明確にする必要がありますので、企業は従業員情報の管理に関して、従業員ときちっと打合せや周知をしたうえで、メールチェックなど適切な対応をしていただくのがよいでしょう。

そして、個人情報の漏えい対策ということも考えておきましょう。高機能な端末というものを私たちが使うということになっていますので、個人情報の整理整頓と、管理体制の確立ということがやはり重要なことになってきます。個人情報を今後は使えますよ。使えますから、十分に活用してください。ただ、3年後から、特定個人情報というおかしな世界が始まります。マイナンバー法というのが実現されるわけですね。そうすると企業の皆さん全員ですよ。皆さんの、働いている方の、従業員とその家族のナンバーを全部集めなければいけないのです。そして、源泉徴収だとか納税だとか年金だとかいうことに使わなきゃいけない。そのデータベースは、今まで管理しているデータベースとは別に作らなければいけない。この二つを連携させてはいけないというのが現在の政府の考え方です。そんなに金を掛けて、国民に経済負担させて、どういうメリットがあるのかと、皆さん思われることでしょう。私もそう思うのですが、政府に言わせると、ちゃんと税金徴収ができるんだよと。公平な税制度になるし、公平な税金の使い方もできる。だからまずこれを認めてやってくださいというのが政府の考え方です。これはまたちょっと別な機会に、特定個人情報、マイナンバー法の検討というお話が必要かと思いますが、少しだけ説明します。それには、こういう問題も今後は出てきます。個人情報は匿名化することで使えるようになりますという先進的な作業と、税金等々の徴収と管理のためにマイナンバー法が出来上がって、厳しくコントロールしなければいけないという側面が出てきます。それら、2つの側面、両面が出てくるので、我々はそれらをきちっと管理できる体制を作っておかなければいけないと、ぐちゃぐちゃにしてはいけないということです。

さあ、時間が過ぎてしまいましたので、大変申し訳ありません。本日のまとめを簡単にやります。

インターネット社会というのは、高度に情報が流通する社会のことです。また、かつてのスーパーコンピュータが手の中にあるような状態にあるのが今です。紙の世界ではないということで、管理困難になったことをまず理解しましょう。

そして、透明性のある情報管理ということをする必要があります。要するに、隠し事のできない社会

になってきたと。だとすると、粛々と整理をし、管理していく必要があるということになります。

それから健全な情報社会の確立のためには、社員全員で、透明性・情報の対等性などを真摯に語り合うべきです。そうでなければ、うまく回っていかないということです。

ルール作りの基礎には、議論があり、そして共感が必要であるということ。ルールブックから教え込むといっても全然動きません。状況が変わってきます。それで共感が持てないわけですね。ルール作りからその確立を重視して、確実に進めることが必要であるということでもあります。

今日は『インターネット社会における企業と人権』というテーマで、インターネットの発達した現在での、人権を巡る状況と、それから企業を取り巻く環境が大きく変わったという、この二つの要素を基礎にして、現在問題になっている所をお話しさせていただきました。ひとまず私の講義はここまでにさせていただきます。御清聴ありがとうございました。

○司会 牧野先生、ありがとうございました。

続きまして、質疑応答に移ります。御質問がある方は挙手でお願いします。マイクをお持ちいただきます。

○牧野 どうぞ、御質問していただいて大丈夫ですよ、何でも結構です。

マイナンバー法というのが、今は入札が終わって、この10月ぐらいに細かいことが決まってくるだろうと思います。そうすると皆さんが使っている経理ソフトがあるでしょ、あれも全部が基本的に変わってくるはずですが、でも乗せられないでくださいね。特定個人情報、マイナンバー法対応ソフトというのが、必ずこの秋口ぐらいから一気に出て来ることでしょうが、冷静に対応してください。そんなすぐに入れなくてもいいです。だから、冷静にしてください。以前、個人情報保護法が制定される時に、個人情報完全対応何とかかんとかのソフトがたくさん出たのです。でも、あれは全部必須のソフトでないというか、要するに、それまでと基本的にはほとんど変わらない、つまり、データベースを二つ作ってくださいというだけのものがほとんどなのでした。したがって、取りあえずは、そういうことだったら、今あるソフトを拡張すればいいだけという話でした。ただ、連携できないという所があるので、ちょっと注意が必要だと思いますが、その辺は冷静に、乗せられることなく踊らされることなく、機能の違いっていうのをよく勉強して使うように御対応をお考えください。

今ちょうど私たちの所で、専門家たちが集まってきてマイナンバー法の研究を始めています。

私は法律の世界から、マイナンバー法の制度だとか利用法、利用目的の表示だとか、罰則だとかいうのを研究している状況ですけれども、まだまだちょっとはっきりしないというか不明確な所も幾つかあります。だからその辺の心配がありますが、これは逆に言うと、今後もその議論は続けられていくもの

であろうと思われます。

ちょっと私の話が長くなってしまいましたけど、本日、私が申し上げたことなどについて、不明確な所や、あるいは、これをちょっと教えろというのがあれば、どうぞお尋ねください。

○司会 そちらの方をお願いいたします。

○会場 すいません。一点ちょっと教えて欲しいのですが……。従業員のインターネットの履歴の管理をするというので、一応そういった管理をするシステムを導入しました。インターネットの履歴を管理というのは、メールのチェックのように、プライバシーとの考え方はどうなのでしょう。御教示願います。

○牧野 すでにこの議論は、ある意味では収束している議論だと思います。米国の各企業でそれをやって、仕事の、就業中にわいせつサイトを見ていた社員を何人もクビにしたっていう、有名な企業が幾つもあります。そのときに何の反論が出なかったということでもあります。

それから電子メールをどうしますかっていう話になったときに、業務メールについては、これは全部見ていいですっていう結論になって、最後まで抵抗していたのが『アエラ』っていう雑誌の編集長だったのですが、最後は私と対談をしまして、ちゃんと説明を申し上げて、納得されたという風におっしゃられました。

業務とプライベートをきちっと切り分けようと。確かに、一部分グレーゾーンがあることはあるのです。でも企業としては、黙って見るのは絶対駄目。黙って記録をするのは、絶対駄目。その代わり記録しますと。何月何日をもって記録します、記録したものは内部監査部か何かが全部トレースします、チェックします、不正な使い方については事情聴取し、場合によっては懲罰を掛けることがあります。このことを、就業規則若しくは利用規則の形で明確に書いて、従業員の同意を取っていただきたい。これら全部を従業員の方々に説明してください。

どうも、これを隠れてやりたくなるようです。どうもこいつはいつも株を見ているようだ。こいつはどうも問題なので、クビにしたい。こいつが何をみてるかちょっと調べるとかいったときには、システムエンジニアの方は絶対にそれはしてはいけません。トレースできてもしてはいけません。就業規則できちっと書くか、利用規則できちっと書いて、何月何日から全部を見てます、監視してますということ周知しておくべきなのです。そうすると、そのような企業は、こういう風におっしゃいました「先生、そんなことを言ったら絶対に見なくなるじゃないですか。しっぽをつかめなくなります。」と。いや、違うのです。しっぽをつかむためにやるのじゃないのです。仕事中は仕事に集中させるためにやること

なのです。だから本末転倒しちゃいけないのです。仕事中は仕事のみであり、それ以外は見ないでくれればいいわけです。例えば、仕事中に株価を見ても、それはどうしてですかって尋ねて、これは対立会社の状況を見ているのですという、きちっとした合理的説明があるのなら、それは構いませんとなります。ですから、チェックや監視については、事前に、きちっと説明をして納得していただくという形で進めてください。

○司会 ほかに質問はございませんでしょうか。

ないようでしたら、これで講演を終了させていただきます。

(終了)